中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌



2008 No.517

主な内容

- p.4 ■特集 **外国人研修生受入事業に係る組合法の運用強化**
- p.6 ■^{視点} コンサルタントの目:食品産地偽装について
- p.8 mm 平成20年度官公需の契約方針と上期の発注情報
- p.10。■組合Q&A_{less Associations Chiba Federation} ons Chiba 組合の文書《保存と廃棄)
- p.134■ご案内 Chiba Federation of Small Business Associations Chiba Federation of Small E m of Small 中央会は県内唯一の連携組織支援専門機関です
- p.15 ■お知らせ 中小企業団体全国大会参加者募集

開催されたもので、税制、

千葉県人口調査結果発表

査結果を発表した。 千葉県は7月1日現在の人口調

移動状況により集計したもの。 の住民基本台帳及び外国人登録の び世帯数を基準とし、これに毎月 これは、直近の国勢調査人口及

人であった。 市川市47万2千人⑤柏市39万1千 ②船橋市59万人③松戸市48万人④ 5市の人口は①千葉市94万5千人 613万9千人(男306万7千 人、女307万2千人)で、上位 それによると、人口総数は

国大会提出議案の関東ブロックと 央会会長会議が開催された。 おいて、関東甲信越静ブロック中 しての要望を取りまとめるために 7月17日、静岡市内のホテルに 会議は、第60回中小企業団体全

総合の6項目別に意見集約が行な 商業・サービス業、 組織

今後は、10月上旬に予定されて

定される。 に、本大会への最終提出議案が決 ロックから提出された要望をもと いる全国中央会の専門部会で各ブ

される 農商工等連携促進法施行

申請した計画を認定した場合に 省が共同で支援するもの は、農林水産省と経済産業省の両 中小企業者と農林漁業者が共同で 組みを整備し、業種の壁を越え、 経済を活性化するための法的な枠 促進に関する法律」が施行された。 漁業者との連携による事業活動 業等の産業間連携を強化し、地域 同法は、農林水産業と商業・工 7月21日、「中小企業者と農林

産学連携交流会開催

25日、千葉商科大学において産学 恭裕センター長)と共催で、7月 協議会(本田周会長)、千葉商科 連携交流会を開催した。 大学キャリア教育センター(山本 本会は千葉県異業種交流融合化

Questionnaire System)による情 ヤーナー・システム(Shared 交流会は① シェアー・クエス

多くの中小企業者が参加した。 テーブル相談コーナーも設けられ 本会の応援コーディネーターによる ③全体交流会が行なわれた。また、 とネットワークについてのセミナー 連携しての起業家教育と組織学習 究者のプレゼンテーション②地域と 報共有のデザインについて大学研

業全国フォーラム開催 新連携・モノ作り中小企

めに開催された。 た新連携事業計画を中心に周知 援機関に対して昨年度に認定され 事業を実施しようとする企業やす 制度創設4年目を迎えて、新連携 中小企業全国フォーラム」を開催 ラムにおいて「新連携・モノ作り 5・6日の両日、東京国際フォー し、新連携への取組を促進するた した。フォーラムは、新連携支援 中小企業基盤整備機構は8月

小企業が新商品・新サービス・先 ラム④日本が誇る全国500の中 勉強会③モノ作り・人作りフォー が挙がる新連携、最新事例の報告 きたい知的財産の活用方法③成果 セッション②中小企業が知ってお 商工連携への展開と題するトーク 内容は①「新連携」の成果と農

> 端技術の展示等多彩で、多くの中 小企業関係者が参加した。

モデル組合決定

助成を行なうもので、本年度は次 業や成果普及事業に対して本会が モデル組合が実施する教育情報事 業者の組合)のうち、組合運営等 合(構成員の4分の3以上が小企 ル組合選考委員会を開催した。 で他の模範となる組合を指定し、 モデル組合は、県内の小企業組 本会は8月12日、本年度のモデ

③弁当製造・配食にかかる事業。 及び障害者に対する介護サービス 子理事長)、組合の事業概要は① 介護保険にかかわる事業②高齢者 (**企**) 労協船橋事業団 (杉本恵

官公需確保対策地方推進

る国等の契約方針」を受けて、県 た「平成20年度中小企業者に関す 議」を開催した。 20年度官公需確保対策地方推進会 千葉県庁会議室において、「平成 これは、6月17日に閣議決定し 関東経済産業局は、8月19日

内の国、地方自治体の発注機関及 県からは官公需確保施策につい て、国からは契約方針について、 び協同組合等の受注者が参加し

検定を受けて組合士にな

の契約方針については8~一参照。

て、本会からは官公需関連事業に

いての説明が行われた。官公需

必要な知識に関する試験を行い、 中央会が中小企業庁の後援を得 分野で活躍しております。 有するものに対し「中小企業組合 【受験料】5000円 【試験日】平成20年12月7日日 全国の3559人が、それぞれ 士」の称号を与えるもので、現在 合格者の中から一定の実務経験を 中小企業組合検定試験は、全国 組合の職務の遂行及び指導に

の組合が指定された。

*一部科目免除者は3000円 【試験科目】「組合会計」、「組合制

連携支援部経営支援グループ 験受験者のための講習会を開催し ◎詳細については ます。受講してみませんか。 *本会では、中小企業組合検定試 度」、「組合運営」の3科目

TEO 43.242.3277

外 国 人 /研修生受入事業に係る中小企業等協同組合法の運 用強化

とから、このほど、 うことになった。以下はその概要。 組合法の運用強化等の取組を行な 官庁である中小企業庁が連携して 官庁である法務省と組合法の所管 国人研修生受入事業において多数 次受入機関とする団体管理型の外 不適正な事例が発生しているこ いては、 国人研修・ 近年、 技能実習制度につ 協同組合等を 入管法の所管

外国人研修生受入制度の意義

とは、 その研修生を受け入れるための仕 ている国際協力である。 ることで、 国人研修生を受け入れるというこ 組みを外国人研修制度という。 に日本に来ている外国人のことで、 |国へ技術移転するために貢献す 八国人研 技能又は知識を習得するため 日本の優れた技術を開発途 産業版留学ともいわれ 修生とは、 企業等で技 外

能を磨いてもらい、 修得することが困難な技術・技 研 修は開発途上国の人に本 派遣国にその 国で

> ということもできない。 外の目的、 きないし、 として受け入れるようなことはで る技術・技能を持ち合わせていな ため、 技 た出稼ぎのために日本に在留する い企業が研修生をあたかも労働者 術を移転することが目 そのような供与するに値 研修生も日本で研修以 例えば報酬を目的とし 的である 7

識していないと後々トラブルの原 因になることが多いので注意が必 送り出し側、 この研修の意義を受け入れ 双方がしっかりと認 側

留学」ともいわれる外国人研修に を受けるのと同じように、 れた研修計画が求められる。 ついても、 ラムに沿って大学の教員から教育 大学の留学生が一定の 優秀な指導員と整備さ カリキュ 「産業版

0 めて取り組むことが肝要 目 者や技能者を育成することで、 場として提供し、 受け入れ企業は、 的であることをしっかり受けと 的に協力することが研修制度の 職場を「留学」 途上国の技術

て行う技術、 を重視しているため、 また、

②実務研修=実地において行う研 要な技術等の基本原理・技術等の 研修、安全衛生教育等をいう。 われる日本語研修、 修で、具体的には研修の初期に行 ①非実務研修=実務研修以外の研

③技能: められるなど、 以上に達し、 実習 = 研修成果が 在留状況が良好と認 研修成果・在留状 一定水進

外国人研修生と外国人労働者を混 同しないよう十分な注意が必要。 日本の人材育成はOJT 研修と就労

習に移行することも可能である。 さらに、研修終了後、研修成果・ をする活動」と定められており非 の公私の機関により受け入れられ 在留状況等の評価を受けて技能実 実務研修と実務研修に大別され 研修とは、「入管法」で「本邦 技能又は知識の習得

携わりながら技術、 習得する研修をいう。 実際に販売や役務の提供の業務に に生産に従事しながら、 修とされており、生産現場で実際 技能、 実務研修に必 あるいは 知識を

> 0) 況等の を高めるためにさらに実習するも た同一企業において雇用関係の への変更許可を受け、 在留資格を「研修」から「特定活動 研修で修得した技能の習熟度 評価を受けて研修終了 研修を受け 後に

必要で、 結や文書による労働 れるもので、 法令が適用される。 安全衛生法、 技能実習は雇用関係の下で行 当然、 最低賃金法等の 適正な雇用契約の締 労動 基準法、 条件の明示が 分分働 わ

組合法の運用強化

請及び周知の依頼があった。 課長より、 ついて」の趣旨に添った指導の 小企業等協同組合法の運用強化に 外国人研修生受入事業に係る中 この たび、 全国中央会を経由して 中小企業庁経営支援

と中小企業庁が連携して中小企業 度の |関による外国人研修・技能実習 この要請は、 適正な実施のため、 団体管理型の

つハで一小企業等協同組合法の運用強化に「外国人研修生受入事業に係る中★中小企業庁長官発所管行政庁宛

外国人研修・技能実習制度につきましては、近年、中小企業協同きましては、近年、中小企業協同組合等を一次受入機関とする団体智理型の研修生受入事業において多数の不適正な事例が発生していることにかんがみ、出入国管理及び難民認定法の所管省庁である法が難民認定法の所管省庁である中小企業等協同組合法等の運用強化等以下の取組を行うこととしたところであります。

制度の適正な実施にご協力をお願機関による外国人研修・技能実習にご留意の上、団体管理型の受入生受入事業に係る事務取扱要領」生の大事業に係る事務取扱要領」中小企業協同組合等の所管行政中小企業協同組合等の所管行政

を申し添えます。 入国管理局と協議済みであること なお、本件については、法務省いいたします。

⑴指針に定める事項等の指導★組合法の運用強化

場合は、 供を行なう。 轄する入国管理局に対し、 なったにもかかわらず、 こと⑤所管行政庁は、指導を行 の管理責任に係る事項を遵守する する指針」に定められている組合 ③定款に外国人研修生受入事業を 修生受入事業を行うこと②外国人 本体事業を実施してから外国人研 間は外国人研修生受入事業以外の 合法に基づく所要の申請を行なう 技能実習生の入国・在留管理に関 入国管理局が定める「研修生及び 行うことを明記すること④法務省 研修生受入事業規約を定めること ①組合設立後、少なくとも1年 所管行政庁の所在地を管 組合が組 情報提

(2)法令違反に関する情報共有

する②認可行政庁は、情報に基づがある場合や不正行為認定されたがある場合や不正行為認定されたがある場合や不正行為認定されたのがある場合のがある場合が、認可行政庁に通報

改訂)」 ★「研修生及び技能実習生の入国・

ければならない事項(1)受入れに際し、一般に留意しな

通じた国際貢献にあることを理解の制度の趣旨が、技術等の移転をようとする企業等は、何よりもこようとする企業等は、何よりもこようとする企業等は、何よりもこと

能実習生の管理の禁止▼不適切な方法による研修生・技

しなければならない

にはならない 大学 はならない おり がったり、宿舎からの外出を禁止したりするような不適正な方法に したりするような不適正な方法に かったり、宿舎からの外出を禁止がったり、宿舎からの外出を登録証明書を預

研修手当、賃金の支払い

ら要望があったとしても預るべきり込まれる口座の通帳は、本人かこと。また、研修手当や賃金が振

ではない

き調査等を行い、必要に応じて組

事項 一次受入機関が、特に留意すべき(2)商工会や事業協同組合などの第

▼研修実施体制の確保

第一次受入機関は、研修に対する監理を十分に行い、監査・報告を的確に行うことができる体制とをの確に行うことができる体制と

禁止 実質的に研修の監理を行うことの▼受入機関以外の機関が介在し、

件を満たさない「監理」することは、研修告示の要り、実質的には他の機関が研修をが名目のみ研修の受入機関となが名目のみ研修の受入機関とながのである。

▼監査の実効性の向上

など監査の実効性を高めることり、その場で研修日誌を確認するには、研修生から直接話を聞いた

▼管理費を適正に取り扱うこと

収することはあってはならない関に対する管理費を研修生から徴ばならないこと。また、送出し機負担額を勘案し適正な額でなけれ負担額を勘案し適正な額でなけれ関から徴収する管理費は、実際の関から徴収する管理費は、実際の

コンサルタントの

食品産地偽装について

として定着していたのだろう。 に食べると精がつくと、生活の知恵 ナギを食べる習慣がある。暑いとき 昔から日本では土用の丑の日にウ 『雨があけ猛暑が続いている。

装」事件の続発である。 題が世の中を駆け巡っている。 そのウナギを中心とする食の話 産地偽装を中心とする「食品偽

況とその背景について考えてみる。 今年に入ってからの問題の発生状

1. 偽装発生状況

(1)ワカメ偽装

争防止法」で書類送検された。 装して販売、社長等が「不正競 徳島県の業者が「鳴門産」と偽 1月、韓国・中国産ワカメを

②ウナギ偽装

③ズワイガニ偽装 正 玉 |競争防止法」で逮捕された。 [内産と偽装し、元社員が「不 !岡の食品商社「東海澱粉」が 2月、台湾・中国産ウナギを

> ア産ズワイガニを国内産と偽装 取県の「友田セーリング」がロシ して販売した。 6月、 大阪の「住金物産」、 鳥

④「飛騨牛」ブランド偽装

先延ばしした。 肉の加工日を偽り、 騨牛」と偽装して販売、更に牛 い牛肉を岐阜のブランド和牛「飛 6月、岐阜県の食肉卸小売会 「丸明」が他県産や等級の低 消費期限を

⑤ウナギ偽装

農林規格 同漁協に改善を指導した。 して販売、愛知県は17日、 ウナギを「国産または一色産」と うなぎ漁業協同組合が、 6月、愛知県一色町にある一色 (JAS) 法に基づき · 台湾産 日本

⑥ウナギ偽装

ルディングス」の子会社、 大手水産会社「マルハニチロホー 新港魚類」が、中国産ウナギを 6月、大阪の水産会社 、神戸の 「魚秀」、

偽表示)に当たる疑いの強制 ンド表示し販売、日本農林規格 査を受けた。 詐欺や不正競争防止法違反(虚 (JAS) 法に基づく改善指示、 「愛知県三河一色産」と偽装ブラ

⑦ウナギ偽装 剤及びその代謝物が検出された。 更に製品から使用禁止の抗菌

政指導した。 AS)法、景品表示法違反で行 売。茨城県は日本農林規格(J ズ」が中国産ウナギを高知県の 「四万十川産」と偽装しネット販 7月、茨城県の「サンシロフー

8 鶏肉偽装

事件がこんなに発生するのか、特に 以上、産地をはじめとする偽装 防止法」で書類送検された。 学校給食用に販売し、「不正競争 販売会社「山形屋」がブラジル 産鶏肉を国内「岩手県産」と偽装、 7月、東京都江戸川区の食肉

> である。 ウナギに関して多いのは、 甚だ疑問

2. ウナギ偽装事件詳細

①一色漁協によるウナギ産地 偽

捜

として販売した。 協同組合が、台湾から輸入され 知県一色町にある一色うなぎ漁業 たウナギを「国産または一色産」 養殖ウナギの生産量日本一の

法が広まっている。 販売する「里帰りウナギ」の手 ちに逆輸入して、「国産」として 養殖期間の方が台湾より長いう 出して台湾で養殖し、日本での 成魚になる前の幼魚を台湾へ輸 地とすることが認められている。 養殖期間のより長い養殖地を産 現行のJAS法では、ウナギは 日本のウナギ業界の一部では、

ウナギ卸業者に販売し、 魚になる前の幼魚を、 同漁協は、育ちの悪かった、 徳島県の 鹿児島 成

一色漁協ウナギ偽装 図1

が台湾産だったとみられる。 協に逆輸入されていた。ほとんど 業者「山商水産」を通じて同漁 ころ、台湾からさいたま市の輸入 ウナギについての書類を調べたと さらに、台湾から輸入された

般消費者 ◆ 一色ウナギ 漁業協同組合 証明書 さいたま市 ウナギの幼魚 ウナギの成魚 I商水産 台湾の業者 徳島県の業者 鹿児島県の業者 4

地等偽装事件 ②「魚秀」「新港魚類」による産

摘 農水省が「極めて悪質」と指 日本農林規格 J A S

> 兵庫、 焼きの産地偽装事件。 行った、中国産冷凍ウナギかば や不正競争防止法違反 の悪質な偽装表示と断定、 法に基づく改善を指示し、 示)に当たる疑いで強制捜査を 徳島両県警は、 利益目的 (虚偽表 詐欺 更に

> > 況の中で産地偽装が次々と表面

本当に信用してよい

Ö

倒的に多くなった。

売り場には

国産

そういう状

だろうか。 化された。

養殖されたことは確認されなかっ によると、一色産の幼魚が台湾で 湾の養殖業者に渡した。

だが、農水省などの追跡調

查

県のウナギ輸出業者を介して台

戻した「魚秀」が販売した。 却し、「神港魚類」と一部を買 産物卸売会社「神港魚類」に売 偽装した中国産を、 を張り、「愛知県三河一色産 架空会社「一色フード」のラベル 実在しない住所を所在地とする ナギ輸入販売会社「魚秀」は、 徳島市に実質的拠点を持つウ 神戸市の水 亡と

い極めて巧妙な手口が浮かび上 調べなどを通じて、過去に例のな 係や巨額の報酬受け渡し等々。 社の商社の存在、 を扱わず虚偽伝票を発行した2 架空会社の介在、 の不透明な金の流れ、実体のない これまで農水省や捜査本部 魚秀」と「神港魚類」との間 複雑な人物関 実際にウナギ

となった。 する信頼を大きく傷つけた事件 りでなく、 ウナギ業界を揺るがしたば 消費者の「食」 」に対 か

> 図2 魚秀・神港ウナギ偽装 魚秀 (架空会社) 商社A (3月閉鎖) 商社B 神港魚類 卸・小売業者 消費者 実際の流れ 偽装の流れ 金の流れ

3 はほとんどが中国、 実際に国内で流通している鰻 ウナギの輸入・生産地 台湾産であ

り、輸入品である。 内産である。(表1) もっとも多く、8割近くが非国平成19年の実績では中国産が

16 % 量の62%を占め、次いで台湾の 然ウナギは3%に過ぎない。 最大の輸入国は中国で全消費 国産は天然を含め22%で

2割しかない。ましてや、

国産天

ウナギについても国産、

中国産、

従

来「中国産」「台湾産」に拘らな などの表示が義務化された。

かった消費者が、国産のウナギを

国産の鰻は流通量のうちの約

ŋ

原産地表示が義務化され、

加工品にもJAS法改正によ

量販店でも、 最近はスーパーマーケットでも 魚売り場のウナギ

まったと言われている。

(中小企業診断士

布施光義

ウナギの牛産地 表1

生産地		外 国 (輸 入)		国 産						
				養殖				T#4	合計	
		中国	台湾	鹿児島	愛知	宮崎	静岡	その他	天然	
	シ	63,884	16,469	7,450	7,014	3,725	1,704	2,750	288	103,284
生産量	%	61.9	15.9	7.2	6.8	3.6	1.6	2.7	0.3	100.0
		77	.8	22.2			100.0			

資料:財務省貿易統計、農林水産統計

意識的に買うようになり、

この

需要にともなって、産地偽装は始

平成20年度

官公需の契約方針と上期の発注情報

概要は次のとおり。 関係方面に配慮方要請した。その 約の方針」という。)を閣議決定し、 度における中小企業者に関する国 等の契約の方針(以下「国等の契 第4条第2項に基づき、平成20年 企業者の受注の確保に関する法律 政 以府は、 官公需についての中小

中小企業者の受注の機会の増大の 小企業の経営基盤の強化を図るた 3条に掲げる基本理念に則り、 ための措置を講ずるものとする。 種行動計画との整合性を確保しつ 及び政府調達に関する我が国の各 意し、世界貿易機関政府調達協定 たっては、予算の適正な使用に留 一勢を踏まえ、中小企業基本法第 その運用に際しては、国等の調 国等は、 中小企業者を取り巻く厳しい 国等の契約の方針に基づき、 国等の契約の締結に当 中

> るよう配慮するものとする。 力を助長し、 うとする中小企業者の自主的な努 公正な競争が行われ

中小企業者の受注機会の増大の

する。 (1)情報提供の促進 次の措置を強力に推進するものと 国等は、 平成20年度においては、

(2)中小企業官公需特定品目等の発

注情報等の提供及び受注機会の増

大

会の増大 (3)官公需適格組合等の活用 (4) 指名競争契約等における受注機

(5)中小企業者への説明の徹底

短縮への配慮 (8)計画的発注の推進及び労働時間 (7)分離・分割発注の推 (6)銘柄指定の廃止

⑩地方支分部局等における地元中 達の推進 (9)価格と品質が総合的に優れた調

達する物品等

(工事及び役務を含

以下同じ。)の受注を確保しよ

増大に向けての措置 る受注機会の増大 じ中小企業者の自主的努力の助長 (4)調達手続に関する簡素・合理化 (3)新規開業者に対する受注機会の

(12)技術力のある中小企業者に対す 11中小建設業者に対する配慮 小企業者等の活用

中小企業者向け契約目標

ずること等により、平成20年度に 2132億円となるよう努めるも 業者向け契約の金額が、約4兆 おける国等の契約のうち、中小企 注機械の増大のための措置」を講 国等は、 上記「中小企業者の受

は約1兆5983億円とする。 2兆6149億円、 この金額は、 国については 公庫等について 約

官公需に係る施策の推進

官公需確保対策地方推進協議会の 運営等により、 また、国等の地方支分部局等は の普及及び徹底を図るものとする。 透明性を確保するとともに、 企業者向け契約目標の設定に係る (1)国等は、 中小企業者の受注機会の増大 本方針について、 地方の実情に即し 一層

> ないよう要請する。 に留意し、行き過ぎた施策をとら ところであるが、その実施に際して の措置を講ずるよう要請している (3)国は、 その情報の提供を行うものとする。 た措置状況について取りまとめ、 業庁は、各省各庁等から通知され 局等を指導する等適切な管理を行 業庁と密接な連絡を取るとともに、 の諸項目に関する措置状況を中 の実施状況を十分に踏まえ、 ②各省各庁等は、 小企業者の受注機会の増大のため いよう努めるものとする。 本方針の進行について地方支分部 企業庁あて通知するなど、中小企 を図るよう努めるものとする。 公共工事の効率的執行の確保 本方針の実施について遺漏のな 地方公共団体に対し、 上記の各種 中小企 上 中 記

官公需適格組合受注促進協議会

需に関する諸問題を解決しようと などを通じて、中小企業者の官公 うとする組合が、受注体制を整備 れから適格組合の証明を取得しよ 合受注促進協議会(会長=鹿 するために、 して、受注能力の向上や情報交換 本会では、 千葉県官公需適格組 官公需適格組合やこ TEO43:242:3277 連携支援部商業支援グループ ◎詳細は 品(協

家具商業 一般組合 千葉印刷団地 協 ▼千葉化学工業薬 協

東金山

武

防水工事業 ·市川市書店 (協 (協) ▼千葉県建設

(協業)

処理業 管工事 ンター▼柏市再生資源事業 業(協業)▼ 備工事業 (協) (協) (協業) (協業) 銚子車検セ 市原市一般廃棄物 ▼柏市廃棄物処理 ▼千葉県水道管整 ▼千葉県水道

計事業 (協) ルメンテナンス 浦市測量設計業(協) ンクリート (協)シー・ソフトウェア▼袖ケ (協)

事工業 (協) ▼千葉県害虫防除 消防設備(協) (協) ▼千葉県西部電気工

業土木造園 (協) ▼浦安市書店 ·千葉市台帳測量(協) ▼千葉県 測量設

電設事業(協)▼松戸ビル管理業 、協)▼千葉市書店 (協) ▼千葉県北総生コ ▼千葉県 ▼富津転 (協

置されており、

会員は次のとおり。

郎浦安建設

協

理事長)

が設

[適格組合]

千葉市中央塗装 (協)

成田

·千葉県石油 (協)

浦安建設

官公需発注情報<平成20年度上半期>

▼千葉県ビ

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しました ので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。 なお、工事の金額につきましては公表は しておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額 (千円)
国	海上自衛隊航空補給処	契約課 0438-23-2361(代表)	機械設備工事	_
等	千葉大学	財務部契約課 043-290-2223	医薬品	_
	千葉県警察本部	総務部会計課 043-227-9131	複写機賃貸借 (警察署用) 刑事警察用ファックス賃貸借 電話非常通報装置賃貸借	-
	銚子市	総務企画部総務課 0479-24-8181 (代表)	普通河川清水川護岸新設工事 銚子市公共下水道事業 東部第四処理分区(第3工区) 路面復旧工事	-
市	千葉市	契約課 043-245-5088	千葉市新港清掃工場スラグストックヤード 新築工事 西千葉駅稲荷町線(弥生地区) 舗装 改良工事 (20-1工区) 検見川・稲毛2号公園(仮称)整備工事	-
村	船橋市	契約課 047-436-2111(代表)	(仮称) 船橋市営三山団地A棟新築工事 船橋市立船橋特別支援学校小学部施設 改修工事	-
等	我孫子市	管財課 04-7185-1111(代表)	市営住宅日秀団地給水ポンプ改修工事 宮ノ森公園トイレバリアフリー化工事 利根川ゆうゆう公園サイン設置工事 次世代法に基づく行動計画の検証 及びニーズ調査委託	-
	柏市	契約課 04-7167-1111(代表)	大島田先道路拡幅工事 柏ビレジ排水ポンプ場修繕 高柳分署庁舎整備工事	_
	東金市	財政課 0475-50-1111(代表)	福岡地区汚水処理施設建設工事 (外構工事)	_
	大網白里町	財政課 0475-70-0312	交通安全施設整備工事 圏央道関連ガス管仮設工事	_

組合の文書(保存と廃棄)

それらは相互に関連をもち、 階から、それに基づく事業の実施 どの組合の意思決定にかかわる段 は大きな影響を受ける。 行なわれるかによって、 いる。事務がいかに円滑かつ正確に 組合の組織運営や業務を統制して としてひとつのシステムを形成して のさまざまな階層において存在し、 や会計処理の段階まで、組合活動 組 合の 事務は、 総会や理事会な 組合の活動

に関する文書について述べる。 て遂行されるので、文書の取り扱 れらは総て、原則として文書によっ れ多様な内容をもっているが、そ 総務、経理に関するものに大別さ は極めて重要である。以下総務 組合事務を大別すると、 業務、

文書処理の手続き

④文書の保存、廃棄である。 含む。) ③文書の浄書、 接受②文書の処理 (起案、 されるのが普通である。①文書の 文書の接受とは、外部文書、 文書は次の手続きによって処理 校合、 決裁を 発送 内

> 認 決裁権は、その重要度に応じて下 は稟議に付されたのち、 作成(起案)する。起案した文書 部文書については発案者が案文を 答の作成(起案)がなされる。 は、 文書で回答を要するものについて 位の者に委譲されることが多い。 け 部文書を問わず文書係がこれを受 取る。文書処理は、 (決裁) が与えられる。文書の 問題に応じて担当者による回 外部からの 役員の承 内

書は完結する。 がないか確認することを校合とい 清書することを浄書、 確定して発送する場合に、 ついては、ここで確定する。 事会などに付議を要しないものに し合わせて浄書された文書に誤り 決裁を受けた文書は、とくに理 校合ののち、 発送されると文 案文と照ら 。案文が 案文を

があり、 務的には全く利用価値を失うもの 書には、 ングされ保存される。 控えは必ず組合に残しておく必要 起案あるいは発送された文書の 完結した文書はファイリ 一定の期間を過ぎると事 しかし、文

> がある。保存された文書は整理さ れ、不要な文書は廃棄される。

ファイリング

課で行なうことになる。 に返還し保管する。この場合は文 書のファイリング・保存を主務部 処理の終わった文書は、 起案者

るが、いくらでも細分化すればよ るようにしておくことが必要であ 認可や届出にかかわる文書、組合 の基本的事項についての文書、 は、定款や諸規定などの組合運営 きる。例えば総務に関する文書に ればならない。 最も使いやすいように工夫しなけ いというわけではなく、組合の事 なときに、必要な文書が取り出 どがある。ファイリングにあたって その他一般庶務にかかわる文書な 員の加入・脱退にかかわる文書、 はさらに細かく分類することがで とさまざまなものがあり、これら 業規模、文書の量などに応じて、 は、文書の内容を細分化し、必要 文書には総務、業務、 経理関 許 係

保存・廃棄

業年度中は担当部署において保管 ファイルされた文書は、 当該事

> る。 される。そして、事業年度終了と で保存するなどの工夫が必要であ イルし、一定の分量になったところ ど必要に応じて年度をこえてファ とらわれることなく2年、3年な する頻度の高いものは事業年度に 年度ごとに区分して保存し、 で将来参照する必要のないものは のとがある。当該事業年度かぎり 終了するとほとんど参照しないも 常に参照するものと、 しかし、ファイルには過去に遡って ともにさらに安全に保管される。 事業年度 参照

除いて、概ね12ページの「事務文 務文書の保存期間は、 久保存する必要なものがある。 るもの、 るもの、一定の期間保存が必要とな 事業年度の終了とともに不要とな ていただきたい。 書の保存期間の目安」を参考にし 文書には、その種 組合が存続するかぎり永 類によって、 労務関係を

点は、保存状態をよく保つととも 書類が直ちに取り出せるように整 しておくことが必要である 文書保存にあたって注意すべき 索引やラベルを付して必要な

処分にするとともに、 保存期間の経過した文書は 廃棄の 際に 廃

の措置を行なうことが望ましい。よってはシュレッダーにかけるなど情報に関するもの等文書の内容には、企業秘密に関するものや個人

備え置き・閲覧等

これらの他に、組合法により作 これらの他に、組合法により作 成を義務付けられ、事務所に備え 求があれば閲覧等に供さなければ 求があれば閲覧等に供さなければ ならないものがある。その主なもの は次のとおり。以下、これらのもの
が書面をもって作成されている場
合を述べる。

▼組合員名簿(*組合は、組合員本このことを、組合法の条文に沿っければならない。)

覧等)
(組合員名簿の作成、備置き及び閲(組合員名簿の作成、備置き及び閲でみてみると、次のようになる。

第10条の2 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次ぎに掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

②加入の年月日

払込年月日
③出資口数及び金額並びにその

事務所に備え置かなければなら2 組合は、組合員名簿を主たる

退に関する規定⑦出資一口

3 組合員及び組合の債権者は、 間内は、いつでも、次ぎに掲げる 請求をすることができる。この 場合においては、組合は、正当 な理由がないのにこれを拒んでは ならない。

① 組合員名簿が書面をもって(以下省略)

写の請求をした場合には正当な理 係書類等について組合法では概ね の議事録、 ない。以下の定款、 簿を主たる事務所に備え置き、 おなじ取り扱いになっている。 由がないのにこれを拒むことはでき 合員及び組合の債権者が閲覧・謄 このように、 総会の議事録、 組合は、 、規約、 組合員名 決算関 理事会 組

ものと考えられている。ことは正当な理由には該当しない理由として閲覧・謄写を拒否する理由とれている。

関する規定⑥組合員の加入及び脱務所の所在地⑤組合員たる資格に務所の所を地⑤組合員たる資格に

規定②事業年度③公告の方法の定数及び選挙又は選任に関するの定数及び選挙又は選任に関するが損失の処理に関する規定⑩準備が損失の処理に関する規定⑩準備担に関する規定⑨剰余金の処分及及びその払込みの方法⑧経費の分

▼規約(組合は、定款及び規約を

▼理事会の議事録(組合は理事会の で主たる事務所に備え置かなけれ を主たる事務所に備え置かなけれ を主たる事務所に備え置かなけれる。

▼総会の議事録(組合は、総会の 会日から10年間、総会議事録をそ 会日から10年間、総会議事録をそ

けられておらず、組合員の100とする。 *組合の会計は、一般に公正妥当ととする。

「関する に拒んではならない。」
「即なる 対して、その業務取扱時間内は、性費の分 対して、その業務取扱時間内は、性費の分 対して、その業務取扱時間内は、

該組合の定めた費用を支払わなけ 謄本又は抄本の交付請求者は、 *決算関係書類及び事業報告書の 所に備え置かなければならない。) 間前の日から5年間、 業報告書を、 業年度に係る決算関係書類及び事 ければならない。)(組合は、 算関係書類を作成した時から10年 しなければならない。)(組合は決 算関係書類及び事業報告書を作成 処分案又は損失処理案⑤事業報告 貸借対照表③損益計算書④剰余金 · 決算関係書類等 (①財産目録 当該決算関係書類を保存しな (組合は各事業年度における決 通常総会の日の2週 主たる事務 当 (2)

◎詳細については

ればならない。

松戸支所 242.3277

TEO47.368.3992

事務文書の保存期間の目安

	分類	保存文書	保存 期間	摘 要
	a会 議	1. 総会議事録	10年	組合法等
一般	W 24 HA	2. 委員会議事録	5年	
		3. その他会議に関する書類	3年	
	b 外部関係	1. 外部諸団体に関する加入書類	永久	
	O Tropking	2. 外部諸団体との連絡等に関する書類	3年	
		3. その他外部諸団体に関する書類	3年	
	C 儀式典礼	1. 儀式典礼に関する重要書類	永久	
	し、俄八典化	2. 慶弔に関する書類	1年	
	1 语层	1. 郵便物の発・受信及び郵送料金に関する書類	3年	金券等含む
	d 通信	2. 受信簿	3年	
係		3. 受信に関する書類	1年	
<i>V</i> (*	7 - 11.	1. 組合の発行文書(組合案内、記念誌、広報誌等)	永久	
	e その他	2. 業務日誌	5年	
		3. 寄附金、賛助金、贈与に関する書類	3年	
			1年	
		4. 決裁等その他雑文		
役	役員	1. 役員名簿	永久	如人斗松
役員		2. 理事会議事録	10年	組合法等
		3. 役員選挙及び関係書類	5年	
	a 法令	1. 関係法令に関する書類	永久	
定		2. 訴訟、訴願に関する書類	永久	
定款等	b 定款	1. 定款の制定及び改廃に関する書類	永久	
	C規約、規定	1. 規約、規定集類	永久	
		2. 規約、規定の設定及び改廃に関する書類	永久	
行	行政関係	1. 許認可、出願及び届出に関する書類	永久	
行政関係		2. 指令及び諸令達書	永久	
		3. 登記関係書類	永久	
νι ν		4. 行政庁、系統機関等連絡交渉に関する書類	3年	
契約	契約	1. 重要な契約、協定、覚書等	永久	
約		2. 軽易な契約、協定、覚書等	3年	
統計	統計・調査	1. 統計表、調査結果	永久	
計		2. 統計及び調査に関する個票等その他書類	3年	
	a 組織	1. 機構等に関する書類	永久	
組		2. 組合暦に関する書類	永久	授賞等含む
織	b 印章	1. 代表者印、組合印、並びにその改廃書類	永久	
		2. 押印簿	3年	
会	a 出資	1. 組合員名簿、持分に関する書類	永久	
会員	b 組合員	2. 加入脱退に関する書類	永久	
	人事	1. 職員名簿	永久	
	/\ \	2. 職員の異動に関する書類	永久	
		3. 職員の採用、退職、待命等に関する書類	永久	
人		4. 職員の身分及び賞罰に関する書類	永久	
		5. 職員の出勤、出張、休暇等に関する書類	3年	
		6. 賃金台帳及び労働者名簿	3年	 労基法
事		7. 昇給等に関する書類	10年	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		8. 給料、手当、賞与等に関する書類	10年	
		9. 退職金、慰労金等に関する書類	10年	
		10. その他人事関係書類	5年	
注・岩	 5数	10. ての他八事関係言規 	3 4	

注: 労務、保険・年金、会計・税務等根拠法のあるものはそれに従う。

中央会は県内唯一の連携組織支援専門機関です

■ 組合や中小企業経営のことなら何でもご相談ください

中小企業団体中央会は47都道府県団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会とがあり、主に①組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、②組合等の監査、③組合等に関する調査及び研究、④その他組合等及び中小企業の健全な発達を図るための事業等を行っている中小企業連携組織を専門に指導・支援する団体です。

■ 中央会の主な事業

□設立指導

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、事業協同組合連合会、商店街振興組合連合会といった各種中小企業組合の他、LLPや中間法人をはじめとする連携組織の設立に関する事務手続き等について指導・支援しております。

□運営指導

組合等の管理、運営、会計・税務、金融、労働、環境、情報等の問題について指導と相談に応じています。また、組合に限らず会員企業の経営上のご相談にも対応しております。

□教育・情報事業

中小企業問題や経済情勢などについての講習会、研究会等を随時開催しています。また、労働事情実態調査や景況調査等の各種調査を行なっております。さらにHPや機関誌「中小企業ちば」によって、連携組織の皆様にお役にたつ情報をタイムリーに提供しております。

□共済事業

千葉県中小企業団体中央会では、①中小企業基盤整備機構(中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度)、②全国中小企業団体中央会(中小企業PL保険、個人情報漏えい賠償責任保険)の共済制度を扱っております。

また、③三井生命保険㈱(特定退職金共済制度、個人年金、総合保障プラン、オーナーズプラン)、 ④三井住友海上火災保険㈱(団体傷害保険、団体自動車保険、労災保険制度、休業補償保険制度)と提携 して各種の保険を取り扱っております。

□建議・陳情

中小企業者や組合等の自助努力だけでは解決困難な課題については、国や県の施策に反映させるために 関係先へ建議及び陳情を行なって要望の実現にむけた活動を展開しております。

■ 千葉県中小企業団体中央会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-2 TEL. 043-242-3277 / FAX. 043-247-8410

■ 松戸支所

〒271-0092 松戸市松戸2060 TEL. 047-368-3992 / FAX. 047-365-9906

県内の中小企業動向 フ月

情報連絡員報告を中心とした

年の初めにかけて既に終焉したと いうのが大方の見方だ。 最長の景気回復は、昨年秋から今 動向指数による景気判断は、景気 と、2002年から続いていた戦後 に下方修正された。メディアによる が踊り場から下振れしたとの表現)ほど内閣府から発表された景気 サブプライム危機から1年、こ

パン製造 燃料費の高騰により、物流経費 【県内全域】

庫が減少しているのは、仕込み量が の負担増が継続している。 味噌製造 売上げの減少にも関わらず、在

| 麺類製造 【県内全域】

減少した事によるものです。

始める模様 定発表があり、 だが、ようやく大手製麺業者も改 者は価格改定に動きにくいところ で販売されていては、我々中小企業 安価なNBやPB商品がスーパー 9月をめどに動き

【県内全域】

小口ながら動きがある。 構造材の稼働が悪く 羽柄材が

製材

れる。 れており、 ら輸出関税が8%の上昇が予定さ 見込めるが、ロシア材は来年1月か 南洋材は毎月1船以上の入港が 輸出の見込みが危惧さ

【県内全域】

商さんから聞く。 零細業者の廃業(予定)の話を紙 なかなか状況が上向かないようだ。 官公需は予算縮少の影響を受け、 源価格高騰による需要減少を受け、 上げが行われた。民需は原油等資 7月中にすべての印刷用紙の値

生コン製造 [県内全域]

前月比71・5%と悪化が進んでい

ろしい。 され、その影響が出てくることが恐 る。回復の兆しが見えず、予想を 大きく上回る落ち込みである。 ゼネコン・販売店等の倒産が懸念

電気鍍金 【県内全域】

月の受注量は相当減少するものと れから夏季休暇に入るので、8~9 注量は大巾に悪化してきている。こ 資材高騰・原油関連の高騰で受

千葉

が避けられない中で、景況悪化が 原材料の高騰を受け、収益悪化

続いている。

■機械部品製造

であろう。 縮小・廃業する事業者が出てくる 況である。現在の状況が続けば いつかず、収益状況は依然厳しい状 材料等値上がりに価格転嫁が追

■石油製品製造 (富津市他

風にはならない。 始めている。ガソリンの高騰も追い う風評があがり、スポンサーが離れ 招き、食品を値上げさせているとい バイオエネルギーが食糧危機を

採石 [県内全域]

打撃を受けている。 企業(ダンプカー・船舶)は大きな 原油価格の高騰により、山砂運搬 いては、明るい兆しが見えているが 際空港拡張事業に伴い一部地域につ 昨年5月から開始された東京国

■土砂採取 [県内全域]

組合としては、空き店舗対策・

上向いている。 業界(運送部門を含む。)の景気は 対するズリの需要が増加し、採石 羽田再拡張D滑走路建設事業に

■食肉卸売 【千葉市他】

増加している。 飼料高で酪農農を廃業する人が

■建築材料卸売 [県内全域]

ディベロッパーや中堅建設会社の

してきた。 ションの販売不振が資金面で顕在化

激減している。 影響は多大。近隣の食品スーパー が128号線沿にオープンし、この を問わず、フェイス・取り揃え量が 品の回転率が落ちているのか、業種 客の購買意欲を削いでいる。販売商 売上げ激減。小売価格の上昇が顧 7月にスーパーセンターベイシア

事もあり後半は厳しい状況になって さらに、バーゲンも始動が早かった り、消費意欲の減退と買上げ数量 響で軒並み商品価格が値上げにな の減少もあり、売上減が止まらない。 しまった。 ガソリン、原材料の値上げ等の影

組合員の資金繰りが課題にあがっ 野田

ている。

■小売

表示を打ち出した結果、 売上は120%増だった。 危機感があったが、国産品、産地 鰻の偽装問題があり、 売上低迷 丑の日の

|小売・サービス

業種・業態が大きく変化してい

再生法申請が相次いでいる。マン るので、変化に対応できない事業所 は転落していきます。組合員の街づ くりへの意欲・情熱等が激減してい

大網白里町

ている。燃料費の高騰と建設関係の 状態である。 ると感じる。 不振の影響から、一部地区は最低の ■建設揚重

厳しい。組合員の中で、廃業・転業 輌の入庫が激減した。景況は大変 による脱退がある。 ■自動車一般整備 ガソリン価格の値上げにより、車 【県内全域】

人り込みが悪い。 ガソリン価格のせいか、 乗用車の

遊覧船

いる。 年比及び前月比で、業績があがって ただし、天候に恵まれた為、 前

■一般廃棄物処理

好転したように思います。 7月は依頼件数が増加し、 若干低迷していた状況も一転し、 収益も

【県内全域】

は例年通りと思われる。 夏期講習に入ったが、生徒の動き

【県内全域】

案件情報が減少してきている。

【県内全域】

稼働率は地域により温度差が出

中小企業団体全国大会(宮城大会)参加者募集

大会は、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、中小企業者の総意を内外に表明するとと もに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定 的発展と豊かな社会の実現を期するものであります。

大会をより意義のあるものにし、また、来年度は千葉県での開催が予定されておりますので、 次期開催県として、より多くの皆様方のご参加をお願いいたします。

I. 大会概要 (1) 日時 平成20年11月20日(木)午後1時30分~午後4時

> 場所 (2) 仙台サンプラザホール(宮城県仙台市宮城野区榴岡5-11-1)

Ⅱ. 日 程 11月19日(水)~21日(金)(2泊3日)

Ⅲ.参加費 1人当たりの参加費

> A:93,000円(2泊3日:全行程 *大会参加費、交通費、宿泊費、 懇親会費、観光費用等を含みます。)

> B:57.000円(11/19~20の1泊2日:東京駅から大会まで、帰り は白費。)

> C:61,000円(11/20~21の1泊2日:大会から東京駅まで、行き

は自費。)

4,000円(*大会参加のみ) D:

Ⅳ. 申し込み 本会総務部 Tel.043-242-3277

行政庁の嘱託によって職権抹消さ

等が図られるように努めなけ

ことにより、

その雇用機会の確保

ならないこととなりました。

を図るために必要な措置を講ずる

れます。 ますので、 は活動実態のない休眠組合とみな 類の提出を怠っていると、行政庁 整理を行なう年です。 しては遺漏なきよう、必ず提出く 今年は3年に一度の休眠組合の 解散命令を発する場合があり 組合事務局におかれま 決算関係書

> すので、この指針に沿って、若者 針を厚生労働大臣が定めておりま

の皆様が適切に対処するための指

この努力義務について、事業主

の募集機会の拡大等にご協力くだ

準日 対して、中小企業等協同組合法第 等が一度もなされていない組合に 散命令を発動するものです。 政庁に対する届出・許認可の申請 合は直ちに解散し、解散の登記も 予定)から遡って3年間、所管行 ・06条第2項の規定に基づく解 この運用の具体的な判断は、 この命令があった場合には、 (今回は平成20年10月1日の 組

なっております。 基 上

③ 実践的な職業能力の開発及び向 ②その他の雇用管理の改善

① 若者の有する能力を正当に評 19年10月1日から、事業主は するための募集及び採用方法 雇用対策法の改正により、 平成

直ちに解散命令が出せることに

政庁は業務改善命令を経ないで、 の事業を停止しているときは、 ず、若しくは引き続き1年以上そ の日から1年以内に事業を開始せ

休眠組合の解散整理 決算関係書類の提出を

合が正当な理由がないのに、

松戸支所

TELO47:368:3992

事業主の努力義務になりました若者の応募機会の確保が

本誌6月号で既報のとおり、

組

TEO43:242:3277

指導相談室 ◎詳細については ださるようお願いします。

TEO43:221:4311 千葉労働局

◎詳細については